

検査結果表No.欄に示す番号は、エスカレーター の番号を示しています。

検査結果表No.	検査項目 (検査事項)	指摘の具体的内容等 (既存不適格事項)	改善策の具体的内容等 (改善する場合の対応)	根拠法令 (施行年月日)
3(6)	■踏段鎖、ベルト又は踏段相互のすき間 (踏段相互のすき間)	a 踏段相互のすき間(5mmを超える)	■踏段相互のすき間の調整(5mm以下)に改善を要望します。	令第129条の12第1項第一号 平12建告第1417号第1 第一号、第二号 (平成12年6月1日)
3(7)	■スカートガード (踏段とスカートガードのすき間)	a 踏段とスカートガードのすき間 (5mmを超える)	■踏段とスカートガードのすき間の調整(5mm以下)に改善を要望します。	令第129条の12第1項第一号 平12建告第1417号第1 第一号、第二号 (平成12年6月1日)
4(1)	■インレットスイッチ (手すり入り込みロスイッチの取付け)	a インレットスイッチなし	■インレットスイッチの取付けを要望します。	令第129条の12第5項 平12建告第1424号第二号ホ (昭和56年6月1日)
4(3)	■スカートガードスイッチ (踏段側面とスカートガードとの間に強く挟まった場合に運転を停止)	a スカートガードスイッチなし	■スカートガードスイッチの取付けを要望します。	令第129条の12第5項 平12建告第1424号第二号ニ (昭和56年6月1日)
4(7)	■ハンドレール停止検出装置 (取付け及び作動状況)	a ハンドレール停止検出装置なし	■ハンドレール停止検出装置の取付けを要望します。	令第129条の12第5項 平12建告第1424号第二号へ (令和6年4月1日)
5(1)	■交差部固定保護板 (三角部保護版の取付け及び固定)	a 交差部固定保護板なし	■交差部固定保護板の取付けを要望します。	令第129条の12第1項第一号 平12建告第1417号 第1第三号 (平成12年6月1日)
5(2)	■転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵 (ハンドレールと転落防止柵とのすき間、ハンドレールと誘導柵とのすき間、外側板と進入防止用仕切板とのすき間、ハンドレールから仕切板までの距離)	a ハンドレールと転落防止柵とのすき間寸法が基準を満たしていない b ハンドレールと誘導柵とのすき間寸法が基準を満たしていない c 外側板と進入防止用仕切板とのすき間寸法が基準を満たしていない d ハンドレールから仕切板までの距離が基準を満たしていない	■ハンドレールと転落防止柵とのすき間寸法が基準を満たすことを要望します。 ■ハンドレールと誘導柵とのすき間寸法が基準を満たすことを要望します。 ■外側板と進入防止用仕切板とのすき間寸法が基準を満たすことを要望します。 ■ハンドレールから仕切板までの距離が基準を満たすことを要望します。	令第129条の12第1項第一号 平12建告第1417号 第1第五号、第六号、第七号 (令和6年4月1日)
5(4)	■踏段上直部の障害物	a 踏段から鉛直距離2,100mm以内に障害物あり	■踏段上直部の障害物の状況が基準を満たすことを要望します。	令第129条の12第1項第一号 平12建告第1417号 第1第九号 (令和6年4月1日)
5(5)	■交差部可動警告板	a 構造、取付け状況が基準を満たしていない	■交差部可動警告板の構造、取付け状況が基準を満たすことを要望します。	令第129条の12第1項第一号 平12建告第1417号 第1第四号 (令和6年4月1日)
5(7)	■登り防止用仕切板	a ハンドレール下面から仕切板までの寸法が基準を満たしていない	■ハンドレール下面から仕切板までの寸法が基準を満たすことを要望します。	令第129条の12第1項第一号 平12建告第1417号 第1第八号 (令和6年4月1日)